川越市農業経営構造高度化等促進事業費補助金交付要綱

昭和５３年１０月　７日決　　裁

平成　９年　９月　９日全部改正

平成１７年１０月　６日一部改正

令和　５年　６月２８日一部改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、川越市農業経営構造高度化等促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、別表１のとおり事業を実施する事業主体（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和５４年規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助率等）

第２条　事業の補助率及び重要変更は別表２に定めるところによる。

（申請書の様式等）

第３条　規則第４条第１項の規定による申請書の様式は、農業経営構造高度化事業については様式第１－１号、スマート農業技術導入事業については、スマート農業機械等の購入に係る費用を対象とする場合は様式第１－２号、スマート農業機械等による作業委託に係る費用を対象とする場合は様式第１－３号のとおりとする。

２　前項に規定する申請書には、規則第４条第２項第１号から第５号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

３　第１項に規定する申請書の提出時期は、毎会計年度、市長が別に定めるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者に対して通知するものとする。

４　第１項に規定する申請書を提出するにあたっては、補助事業者において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。

（軽微な変更）

第４条　規則第６条第１項第１号に規定する市長が定める軽微な変更は、別表２の重要変更以外の変更とする。

（交付決定通知書の様式）

第５条　規則第７条第１項の交付決定通知書の様式は、様式第２号のとおりとする。

（事業内容の変更等）

第６条　事業実施主体は、規則第６条第１項の規定に基づいて市長の付した条件に従い、市長の承認を受けようとするときは、様式第３号の申請書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第７条　規則第１３条の報告書の様式は、様式第４号のとおりとする。

２　前項に規定する報告書等の提出は、補助事業の完了（事業の廃止又は会計年度完了の場合を含む。）後３０日以内に行うものとする。

（確定通知）

第８条　規則第１４条の規定により補助金の額を確定し、通知するときは、様式第５号によるものとする。

（補助金の交付）

第９条　補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

２　事業実施主体は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、様式第６号を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助

　金を交付するものとする。また様式第７号により事業実施主体に通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条　事業実施主体は、前条第２項の規定により概算払を受けた金額の合計から第８条に規定する確定金額を控除した金額に残額が生じたときは、当該残額を市長に返還するものとする。

（財産処分制限の緩和期間）

第11条　規則第１８条ただし書きに規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、事業完了の日の翌日から起算する。

（書類の整備等）

第12条　事業実施主体は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

２　前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の４月１日から起算して、５年間保管しなければならない。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成９年度の事業から適用する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成１７年度の事業から適用する。

附　則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和５年度の事業から適用する。